

改正

平成29年3月29日条例第3号

平成30年7月9日条例第20号

千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 千代田区(以下「区」という。)は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び千代田区長(以下「区長」という。)又は千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 区長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、

当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提供があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 区長又は教育委員会は、この条例の施行の前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (平成29年3月29日条例第3号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年7月9日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 区長	千代田区障害者福祉手当条例（昭和48年千代田区条例第6号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
2 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの

3 区長	千代田区次世代育成に係る手当に関する条例(平成18年千代田区条例第14号)による次世代育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
4 区長	千代田区児童育成手当条例(昭和46年千代田区条例第14号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年千代田区条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
7 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって区規則で定めるもの	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
2 区長	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
3 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
4 区長	千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であ	地方税関係情報、障害者関係情報又は千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手

	って区規則で定めるもの	当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって区規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって区規則で定めるもの

改正

平成30年7月24日規則第32号

千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年千代田区条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区障害者福祉手当条例（昭和48年千代田区条例第6号）第4条の受給資格の認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 千代田区障害者福祉手当条例第9条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例（平成18年千代田区条例第14号）第10条の次世代育成に係る手当のうち次世代育成手当に係る受給資格の認定請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例第12条の次世代育成手当の額の改定の認定請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例第20条の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則（平成18年千代田区規則第27号）第12条第3項の氏名変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則第13条の住所変更の届出の受理又はそ

の届出（同規則第14条の規定により同規則第13条の届出とみなされるものを含む。）に係る事実についての審査に関する事務

- (6) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則第15条の受給事由消滅の届出の受理又はその届出（同規則第14条の規定により同規則第15条の届出とみなされるものを含む。）に係る事実についての審査に関する事務

第6条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区児童育成手当条例（昭和46年千代田区条例第14号）第6条の児童育成手当の受給資格の認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 千代田区児童育成手当条例第8条の手当額の改定の認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 千代田区児童育成手当条例施行規則（昭和46年千代田区規則第39号）第13条の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 千代田区児童育成手当条例施行規則第14条の受給事由消滅及び手当額の改定の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年千代田区条例第32号）第5条の医療証の交付申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

第8条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、千代田区児童生徒就学援助費支給要綱（平成27年4月1日27千子学務発第41号）第7条の受給資格の認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成27年4月1日27千子学務発第41号）第8条の就学援助奨励費の支給認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第10条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは

同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する事務次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この条においてこれらの者を「要保護者等」という。）に係る千代田区障害者福祉手当条例第4条の障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「障害者手当支給情報」という。）

イ 要保護者等に係る千代田区児童育成手当条例第6条の児童育成手当の支給に関する情報（以下「児童育成手当支給情報」という。）

(2) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る障害者手当支給情報

イ 要保護者等に係る児童育成手当支給情報

第11条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 千代田区障害者福祉手当条例第4条の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る児童育成手当支給情報

(2) 千代田区障害者福祉手当条例第9条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る児童育成手当支給情報

第12条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者（以下この条においてこれらの者を「申請者等」という。）に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1

項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(2) 申請者等に係る市町村民税に関する情報

第13条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 千代田区児童育成手当条例第6条の児童育成手当の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る児童（以下この号においてこれらの者を「申請者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下これらを「身体障害者情報」という。）

ウ 申請者等に係る東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下これらを「知的障害者情報」という。）

エ 申請者等に係る障害者手当支給情報

(2) 千代田区児童育成手当条例第8条の手当額の改定の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童に係る身体障害者情報

イ 当該申請に係る児童に係る知的障害者情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る児童に係る障害者手当支給情報

(3) 千代田区児童育成手当条例施行規則第13条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る児童（以下この号においてこれらの者を「届出者等」という。）に係る身体障害者情報

ウ 届出者等に係る知的障害者情報

エ 届出者等に係る障害者手当支給情報

(4) 千代田区児童育成手当条例施行規則第14条の受給事由消滅及び手当額の減額の届出に係る

事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報（受給事由消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務に限る。）

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る児童（以下この号においてこれらの者を「届出者等」という。）に係る身体障害者情報

ウ 届出者等に係る知的障害者情報

エ 届出者等に係る障害者手当支給情報

第14条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の医療証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は扶養義務者等に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る児童（以下この号においてこれらの者を「申請者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ウ 申請者等に係る身体障害者情報

エ 申請者等に係る知的障害者情報

オ 当該申請を行う者又は当該申請に係る児童に係る国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条及び第6条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。次号において同じ。）の資格に関する情報

(2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は扶養義務者等に係る市町村民税に関する情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る児童（以下この号においてこれらの者を「届出者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ウ 届出者等に係る身体障害者情報

エ 届出者等に係る知的障害者情報

オ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第15条 条例別表第3の1の項の第2欄の規則で定める事務は、千代田区児童生徒就学援助費支給

要綱第7条の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の第4欄の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

- (1) 当該申請に係る保護者及び当該保護者と生計を一にする世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 当該申請に係る保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第16条 条例別表第3の2の項の第2欄の規則で定める事務は、千代田区児童生徒就学援助費支給要綱第7条の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の第4欄の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

- (1) 当該申請に係る保護者及び当該保護者と生計を一にする世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 当該申請に係る保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報

第17条 条例別表第3の3の項の第2欄の規則で定める事務は、千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱第8条の就学援助奨励費の支給認定申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の第4欄の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

- (1) 当該申請に係る保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者（以下この条においてこれらの者を「申請者等」という。）に係る市町村民税に関する情報
- (2) 申請者等に係る生活保護実施関係情報
- (3) 申請者等に係る身体障害者情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。